

# いじめ防止基本方針

曾於市立深川小学校

日本国憲法  
教育基本法・学校教育法  
いじめ防止対策推進法  
県・市の指導重点施策

学校の教育目標  
進んで学び、心豊かでたくましく生きる深川元気っ子を育てる。  
～笑顔いっぱい 感動いっぱい 一人一人が主人公～

家庭、地域の実態と課題  
・教育活動に協力的である。  
・さらなる連携強化が必要である。  
児童の実態と課題  
・明るく、素直である。  
・主体性、表現力が乏しい。

<p><b>いじめに対する基本認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの子にもどの学校にも起こりうるものである。</li> <li>・いじめは人としてゆるされないという強い認識に立つ。</li> <li>・いじめに対して被害者の立場に立った指導を行う。(けんかやふざけ合いも含む)</li> <li>・いじめは学校の在り方が問われる問題である。</li> <li>・関係者が一体となって取り組む。</li> <li>・子どもが身体的・精神的に苦痛を感じたものをいじめと捉え対処する。</li> </ul>	<p><b>いじめに対する基本姿勢</b></p> <p>心を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめをゆるさない心</li> <li>・自他の命を尊ぶ心</li> <li>・人の心の痛みが分かる心</li> <li>・違いを認め合う心</li> <li>・自尊感情を高める(自己肯定感)</li> </ul>	<p>学校の組織力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の視点に立った学校づくり</li> <li>・校内指導体制の確立</li> <li>・生徒指導の充実</li> <li>・教師間の連携強化</li> <li>・危機管理意識の浸透</li> <li>・家庭、地域との連携</li> <li>・信頼関係の構築</li> </ul>	<p>教師の指導力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権感覚を磨く</li> <li>・教育相談の考え方の取得</li> <li>・児童理解の向上</li> <li>・いじめ認識の深化</li> <li>・いじめの指導法研修</li> <li>・学習指導の工夫と改善</li> <li>・学級経営力の向上</li> </ul>
--	--	---	--

## 基本理念 思いやりがあり、仲良く助け合う深川の子の育成

**1 いじめの未然防止**  
いじめを生まない土壌づくり

- ・人権教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・特別活動の充実
- ・保護者や地域への働き掛け
- ・教職員の気付きと心の通い合う協働体制(配慮児童の把握)

**2 いじめの早期発見**  
小さな変化に対応する敏感な気付き

- ・日々の観察
- ・観察の視点(集団を見る視点)
- ・日記や連絡帳、生活ノートの活用
- ・教育相談の実施
- ・定期的ないじめ実態調査(アンケート・学校たのしい一と)の実施
- ・事例研究と対応策の検討

**3 いじめの早期対応**  
迅速且つ組織的な対応(教委との連携)

- ・正確な実態把握と指導体制、方針の決定
- ・子どもへの継続した指導・支援
- ・保護者との連携
- ・いじめ発生後の組織的な対応
- ・全体指導計画の作成
- ・校内研修の実施

**【各教科】**

- ・分かる授業の展開
- ・基礎基本の定着
- ・様々な学習活動を通して、望ましい人間関係を育て、個性の伸長を図る
- ・主体的な学習の研究、推進

**【道徳】**

- ・豊かな心を持ち、よりよい生活をめざして進んで実践する子どもの育成
- ・思いやり ・生命尊重 ・友情
- ・個性の尊重 ・寛容 ・公平公正
- ・偏見や差別をもたない心

**【特別活動】**

- ・学級活動
- ・縦割り班活動
- ・ボランティア活動
- ・人権週間の取組
- ・自主的な児童会活動

**【家庭・地域との連携】**・学校行事、授業参観、学級PTA、教育相談等を通して、家庭との連携を図る。  
・日頃から信頼関係を構築する。

**【職員の資質向上】**児童理解に努め、学級経営力、学校組織力を高め、潜んでいるいじめも見逃さないようにするとともに、教職員自らがいじめを助長することなく、痛みや苦しみに共感する心を持ち、いじめを防止・解決しようとする積極的かつ誠実な態度でのぞむ。

<p><b>【いじめ問題の早期対応】</b></p> <p>指導の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶対にゆるされないことの認識</li> <li>・人権侵害としての意識</li> <li>・心理的事案への共感・傾聴</li> <li>・加害児童への責任ある指導</li> <li>・学校全体で取り組む姿勢</li> </ul>	<p>実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の様態</li> <li>・被害の状況(時・場所・数)</li> <li>・いじめの動機・背景</li> <li>・被害・加害児童の状況</li> <li>・保護者、他職員の把握状況</li> <li>・他の問題との関連</li> </ul>	<p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の心情の理解(傾聴、謝罪)</li> <li>・緊密な連携体制の確立</li> <li>・支援方法の助言</li> <li>・今後の具体的方策の協議</li> </ul>
<p>被害児童…支えてもらえる実感(面接、教育相談、級友や教職員の援助)カウンセラーの活用 加害児童…事実関係の確認と非への気付き、相手への共感と謝罪 ※法的な責任(出席停止、不法行為責任、犯罪行為責任)</p>		

- いじめ防止対策委員会(校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、教務主任)
- 職員会議・職員研修(共通理解、共通実践)